

# 木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業 に係る評価事業についての公示

平成23年3月28日  
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業に係る評価事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ この公募は、平成23年度予算によるものであり、平成23年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意下さい。
- ※ この公募は、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業に係る評価事業を実施する者を公募するものであり、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業により木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等に向けた取組に対する補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。これらの補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業に係る評価事業

### (2) 事業目的

本事業は、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業に係る評価事業を行う者に対して国が必要な費用を補助することにより、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

木造建築に関する学識経験者等で構成する評価委員会の運営及び木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価を行い、評価結果について国土交通省へ報告等を行う。

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成23年4月上旬～平成24年3月31日

## 2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする。

- (1) 本事業を行うに当たっての課題及び重視する点を理解していること。
- (2) 評価委員会を運営して総合的な評価を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管

- 理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 評価委員会の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

### 3. 手続等

- (1) 担当部局  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇  
電話 03-5253-8111(内線39422) ファクシミリ 03-5253-1629  
電子メール miyawaki-s2vy@mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法  
① 期間 平成23年3月28日(月)から平成23年4月6日(水)まで  
② 場所 上記担当部局  
③ 方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
- (3) 申込書の提出期限、場所及び方法  
① 期限 平成23年4月7日(木)18:00まで(必着)  
期限までに提出がなかった場合、いかなる理由をもっても不採用となる。  
② 場所 上記担当部局  
③ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合はA4サイズとし5部、電送  
又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確  
認すること。）  
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
  - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）  
「Just System 一太郎 2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」  
「Microsoft Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4.0～9」の形式  
に限る。
  - ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
  - ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者  
に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成1  
1年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開  
示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害  
するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかつた  
申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する  
際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。